

IX 法教育への取組

1 司法制度改革と法教育

司法制度改革審議会意見書(2001年6月公表)は、市民の司法参加との関連で「司法教育の充実」を提言したが、日弁連は、市民の司法参加を「公民としての負担」ではなく司法制度の利用者としての主体的な参画と位置付けた。そして、そのために「基本的人権の意識」や「あるべき司法や憲法の役割」等について学校教育をはじめとするさまざまな場面において「実践的・継続的な生きた法教育」を行う必要があるとして、2003年4月、「市民のための法教育委員会」(以下「法教育委員会」という。)を設置した。その目的は、①自由で公正な民主主義社会の構成員(市民)を育成・支援するための教育方策(法教育)の策定及び実践、②学校等における法教育のための教材の研究・開発、③法教育に関する教育関係者等との情報交換、④その他上記目的の達成に必要な事項、である。法教育委員会は、この目的に沿って、政策提言、授業支援(教材作成及び弁護士学校派遣)、教員向けセミナー開催を含む教育関係者への情報発信、高校生模擬裁判選手権の企画運営(2007年以降)という4つの内容を軸に委員会活動を行ってきた。

2 市民を育成・支援するための教育方策の策定及び実践

(1) 私法分野における法教育の在り方に対する政策提言

法務省法教育推進協議会は、2008年に公表した意見書において、「私法分野における法教育とその教材の在り方」を「重点的に検討すべき課題」のひとつに挙げている。法教育委員会は、この課題を検討し、私法分野においても主体的な契約交渉や契約締結についての学習(消費者市民教育を含む)を基本として、狭義の消費者教育は、契約締結過程に瑕疵があるときの問題解決学習として位置付けた。また、日弁連は、2008年、「自由で平等な個々人が合理的判断に基づいて約束を取り交わして主体的に法律関係を築いていくこと(私的自治の原則)を学ぶことは、児童・生徒が学校や社会で共同生活していくための能力や態度を養う法教育の理念にも添うもので

ある」とする「私法分野における法教育の展開」についての提言を発表した。

(2) 主権者教育の在り方に対する提言

① 2015年6月17日に公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育を担う新しい必修科目『公共』が高等学校公民科の教育課程に設けられることとなった。主体的な政治参加・司法参加を目的とする教科が新設されること自体は歓迎すべきことであるが、2020年度から始まる学校現場での主権者教育の実践には以下に述べるような懸念があった。そこで、法教育委員会は、2015年以降、主権者教育の在り方に対する提言と具体的な教科書案の提案を喫緊の課題として活動を行ってきた。

② 懸念された問題は次の3点である。

まず、文部科学省が2015年8月に公表した中央教育審議会による次期学習指導要領の論点整理の検討過程では「規範意識や社会モラルの低下、奉仕の心や公共心の欠如」を取組背景とする教育実践が「シティズンシップ教育の取組事例」として紹介されており(2015年5月25日教育課程企画特別部会)、政治的な関心を高めるために政治制度や選挙制度を知識として学習することのみが目指されたり、それらの社会制度に無批判に従おうとする意欲や態度を「規範意識」や「公共心」として教え込むような教育内容になることである。

次に、文部科学省が2015年10月29日付けで発した通知「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(27文科初第933号)は、直接に特定政党を支持したりこれに反対したりすることを目的とするものか否かにかかわらず、個人的な主義主張を述べることは避けて公正かつ中立な立場で生徒を指導することを学校に要請しており(「第2」第1項)、政治的な論争問題を授業で扱うこと自体を躊躇させる萎縮効果が教育現場に生じることである。

さらに、前述の文部科学省通知は、学校の内外における生徒の政治的活動について、放課後や休日等における学校の構外での活動についても「必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うこと」を学校に求めてお

り(「第3」第3項(1))、行き過ぎた制限や制約がなされることである。

- ③ そこで、法教育委員会は、2016年の人権擁護大会において「主権者教育の在り方」を分科会シンポジウムのテーマとすることを提案し、シンポジウム準備のために、ドイツにおける政治教育やイギリスにおけるシティズンシップ教育の実情等を調査した。そして、日弁連は、2016年10月6日に福井市で開催された人権擁護大会第2分科会シンポジウムの成果を踏まえて、翌7日、「あるべき主権者教育の推進を求める宣言—民主的な社会を担う資質を育むために—」を採択し、次のとおり国に対する広汎な政策提言を行った。学習内容については、(i)立憲主義学習を重視すべきこと、(ii)現行学習指導要領が明記している「幸福・正義・公正」といった法の基本価値の学習を従来以上に重視すべきこと、(iii)価値観の異なる他者との理性的な議論の技能等の習得を推奨すべきこと、教育実践の在り方については、(iv)教師の教育的裁量が尊重されるべきこと、(v)外部専門家として法の原理原則及び議論の専門家である弁護士が中心的に活用されるべきこと、(vi)授業づくりにおいても教師と弁護士が協働して多様な授業を各地で展開していくことが推奨されるべきこと、学習環境については、(vii)特別活動の時間を活用する等して学校や学級内の現実的な問題や課題を議論の素材とすべきこと、(viii)実社会における現実の政治的課題についての子どもたちの自由闊達な意見表明や議論も推奨されるべきこと、(ix)学校内外での政治的活動の必要最小限度の制約を超える制限や禁止あるいは政治的活動の届出制を定める校則制定を許容する扱いは見直されるべきことである。
- ④ 以降、法教育委員会は、「公共」のモデル教科書案の作成、これを教科書出版社及び執筆者に向けて提言する教科書シンポジウムの開催(2018年3月18日)、教員とともに「公共」の授業の在り方を考える全国各地の弁護士会とのシンポジウム共催(福岡市で2018年8月10日、大阪市で2019年2月23日、横浜市で2019年3月16日、札幌市で2019年8月1日。)、

「あるべき主権者教育の推進を求める宣言」の趣旨に即した主権者教育(市民のための法教育)の学校現場での実践に向けた幅広い活動を展開した。また、以下に述べるとおり、高校生模擬裁判選手権事業と弁護士学校派遣事業は、上記の「宣言」のもとで新たな位置付けを獲得することになった。

3 高校生模擬裁判選手権の企画運営・主権者教育への対応

2018年度で12回目を迎えた高校生模擬裁判選手権は、当初より、無罪推定原則や手続的正義といった法的な原理原則の理解と、多面的に事実を見て説得的に意見を述べる技能を育むことを目的としていた。そこで、学校現場で用いられることが多いシナリオ読み上げ方式ではなく、事件記録という事実についての素材だけを用いて生徒たち自らが主張立証を作りあげる方式を採用している。

さらに、2016年人権擁護大会宣言が「他者との理性的な議論の技能の習得」を「あるべき主権者教育」の内容のひとつに掲げたことを受けて、いわゆるツールミン・モデルに即した議論の技能を参加生徒全員に学んでもらうこととし、授業DVD作成作業を行った。なお、ドイツの政治教育においては、政治的な論争問題についてもツールミン・モデルに即して事実と論理のみに基づいた議論を行うことが政治的中立性を担保する手段と考えられており、このような議論の技能を修得することには、新科目「公共」の授業における重要な意義が認められる。例えば、2018年12月18日に神奈川県立湘南台高校で実践された横浜市での「公共」授業シンポジウムのための授業は、模擬裁判用の事件記録を用いてツールミン・モデルに即した議論の技能をトレーニングするものであった。担当教員からは、この授業について、学習指導要領がいう「主体的で対話的で深い学び」の実践方法について具体的な解が得られた、弁護士会と学校現場が協働関係を構築すると良い授業ができるとの積極的評価がなされている。

4 市民のための法教育（あるべき主権者教育）の授業支援

(1) 教材作成

法教育委員会は、2017年9月、小学校の授業（弁護士による出前授業を含む）で用いることを想定した教材集『小学校のための法教育12教材一人ひとり』を大切にすることもを育む』を東洋館出版社から刊行した。①合意形成・交換的正義、②契約自由原則の修正、③不法行為・過失責任、④民事紛争解決、⑤法と権威の必要性、⑥権威のコントロール、⑦ルール作り、⑧民主主義と立憲主義（人権の尊重）、⑨配分的正義、⑩匡正的正義、⑪手続的正義、⑫三角ロジック（刑事司法参加）の12単元は法教育委員会が考える「市民のための法教育」のミニマム・スタンダードである。

2018年9月に東洋館出版社から刊行した続編『中学校のための法教育11教材』も同じ単元構成を採っている。なお、三角ロジックとは、トゥールミン・モデルを小中学生向けに簡易化したものである。

(2) 弁護士学校派遣事業

日弁連は、全国の高等学校に弁護士を派遣して出張授業を行う制度の構築を検討し、会長に方策を提言することを目的として、2012年11月、弁護士学校派遣制度検討ワーキンググループを設置した。ワーキンググループは、新潟県・滋賀・富山県弁護士会でのパイロット事業を中心に、その他の弁護士会とも議論を重ね、2015年3月に最終報告書を提出した。以降、法教育委員会が活動を引き継ぎ、毎年、新たなパイロット事業地を選定して弁護士学校派遣事業の全国展開を図っている。「公共」の授業では「主体的・対話的で深い学び」のために積極的に外部専門家を活用することが推奨されているが、正解のない問題について対話を通じて合意を形成したり議論により他者を説得したりすることは弁護士の中心的な職能であるから、弁護士学校派遣事業は、高等学校における主権者教育の必修化により飛躍的に重要性を増したと言える。

5 教育関係者への情報発信・教育関係者との情報交換

法教育委員会は、設置当初より、法教育の在り方

を教員に向けて説明するために夏季教員セミナーを開催してきた。しかし、幸福・正義・公正といった法的な価値学習が2012年度から施行された学習指導要領に導入されると、法教育の授業づくりについて弁護士と協働したいという声が学校現場において強くなってきた。

そこで、2013年からは、弁護士と教員が意見交換しながら一緒に教材を作成する双方向型のワークショップとして「教員セミナー」を継続的に開催し、2016年からは、主権者教育の導入を見据えて、実社会の政治的課題を扱う授業づくりと民事模擬調停（ピア・メディエーション）によるアクティブ・ラーニングの授業づくりを行ってきた。参加教員に対するアンケートの回答は好評であり、例えば、「主権者教育を考えるうえで、根幹となる内容で非常に参考になった」、「様々な人と意見を交わしながら検討できたことは、豊かな発想や引き出しにつながった」、「弁護士の方々の教員とは異なる視点を学んで、授業に生かしたい」などの記載がみられた。

そこで、2019年からは事業名を「法教育セミナー」に改め、教育学者による講演や各地での授業実践例の報告など、広く法教育にかかわる教育関係者と弁護士の情報交換・交流の場とした。

6 小括—司法の国民的基盤の確立へ向けて—

2003年6月7日に開催された日弁連「市民のための法教育シンポジウム」において、メイベル・ブrouニング博士（ABA公教育部長）は、「立憲民主主義においては、司法制度の実効性、さらにはその生き残りは、市民の理解、信頼および信任に大きく依存している」と述べた。「市民のための法教育」が学校現場に普及していくことにより、すべての市民が裁判員として刑事司法に参加するわけではなくとも、司法制度による正義や公正の実現は、より強固な「市民の理解、信頼および信任」を獲得することになるであろう。

野坂 佳生(福井)